

条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。	九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第十二章 特定施設入居者生活介護 （法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。 第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護	第十二章 特定施設入居者生活介護 （法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。 第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 （受託居宅サービス事業者への委託） 第九十二条の十 （略） 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第九十二条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 から 8 （略） 第十三章 福祉用具貸与 （指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 2 ・ 3 （略） （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か	の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 （受託居宅サービス事業者への委託） 第九十二条の十 （略） 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 から 8 （略） 第十三章 福祉用具貸与 （指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。 2 ・ 3 （略） （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に
---	---

つ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。	
二	五 (略)
(福祉用具貸与計画の作成)	
第百九十九条の二	福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
2	福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
5	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
6	第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。
(記録の整備)	
第二百四条の二	(略)

2	(略)
一	福祉用具貸与計画
二	六 (略)
第五節 基準該当居宅サービスに関する基準	
(準用)	
第二百六条	第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第十四章 特定福祉用具販売	

選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。	
二	五 (略)
(新設)	
(記録の整備)	
第二百四条の二	(略)

2	(略)
一	(新設)
二	五 (略)
第五節 基準該当居宅サービスに関する基準	
(準用)	
第二百六条	第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第十四章 特定福祉用具販売	

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 第二百十四条 (略) 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。 二 四 (略) (削る) (特定福祉用具販売計画の作成) 第二百十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定福祉用具販売計画を作成しなければならない。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、第百九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該指定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 (記録の整備) 第二百十五条 (略) 2 (略) 一 特定福祉用具販売計画 二 五 (略)	(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 第二百十四条 (略) 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。 二 四 (略) 五 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。 (新設)
は、当該指定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 (記録の整備) 第二百十五条 (略) 2 (略) 一 特定福祉用具販売計画 二 五 (略)	(記録の整備) 第二百十五条 (略) 2 (略) (新設) 一 四 (略)